

岩手県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 陸前高田市広田町字小長洞64の1、64の2、67の1、68、69の1、70、71の1、80の1、82、118の1、119の1から119の3まで、字袖野8の1、9の1、10の1、10の5、10の7、10の10、10の18、字小屋敷18、19の1、19の2、20の1、78の1、78の2、126、127の1、127の2、128の2、字前花貝191の1、191の2、191の5、192の1、192の6、193の1、193の3、193の4、195の1から195の4まで
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。